

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時に異動はあったが、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社作成の在籍証明書、従業員カード及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和42年10月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和42年8月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社C支店が、申立人の異動に伴う資格喪失届を誤って提出した可能性について言及していること、及び事業主が資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日

として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 12 月 20 日まで
厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、正社員ではなかったが、A社に臨時雇用されていたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 8 月 20 日からA社に勤務していたことが、雇用保険の加入記録及び同社から提出された労働者名簿により確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 19 日までの期間については、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A社は、申立期間当時における厚生年金保険の加入手続の実施状況について、当時の資料が残っておらず不明としているところ、申立人は、「申立期間当時、正社員ではなく、臨時雇用であった。試用期間が3か月はあった。」と供述している上、申立期間同時に同社に勤務していた従業員1人は、「A社には臨時雇用の従業員がいた。」、また、別の従業員1人は、「A社に1年半ぐらい勤務したが、厚生年金保険の加入期間は約8か月となっている。」と証言していることから、申立期間のうち、勤務実態が確認できる昭和 34 年 8 月 20 日から同年 12 月 19 日までの期間については、同社が、申立人の厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A社は、申立期間当時の資料が残っておらず、申立期間当時の事

業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 524 (事案 398 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 6 月 20 日から 28 年 10 月 1 日まで
② 昭和 28 年 11 月 1 日から 34 年 9 月 28 日まで

平成 20 年 10 月に、申立期間に係る脱退手当金について、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険に係る年金記録確認の申立てを行ったところ、21 年 8 月に、年金記録確認第三者委員会から、年金記録の訂正を認めることはできないとする通知があった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、脱退手当金を受給していないことを示す新たな資料や証言は無いが、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性従業員の中で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和 34 年 9 月 28 日)の前後約 2 年以内に被保険者資格を喪失し、被保険者期間が 2 年以上ある者(脱退手当金の受給資格がある者) 61 人のうち、55 人に脱退手当金の支給記録があり、このうち 53 人について被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、申立人と同日に脱退手当金の支給決定が行われている者を含む複数の同僚が、同事業所から脱退手当金に係る説明があったと証言していることなどから、申立人についても、その委任に基づき事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給額の算定に必要な標準報酬月額等について、厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定庁に回答したことを示す表示があ

る上、脱退手当金は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月半後に支給決定されており、脱退手当金の支給額についても計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給した記憶は全くないとして、再申立てを行ったものであるが、脱退手当金を受給していないことを示す新たな資料や証言は無いとしている。

また、申立人が勤務していた事業所において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある同僚4人から、新たに証言を得たが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 21 日から 39 年 8 月 5 日まで
2 年ないし 3 年前に、年金記録の問題がテレビや新聞等で報道されるようになったため、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A 事業所 B 工場に勤務していた申立期間について脱退手当金の支給記録があることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 20 ページに記載されている女性従業員の中で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 39 年 8 月 5 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、被保険者期間が 2 年以上ある者（脱退手当金を受給する資格がある者）34 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、30 人について脱退手当金の支給記録があり、このうち 24 人について被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 10 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。